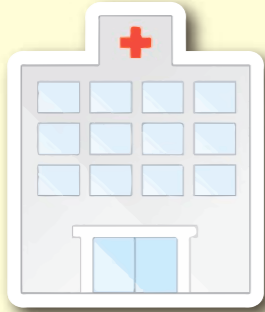


ふくしに関わるマークが使われている場所

例えば…

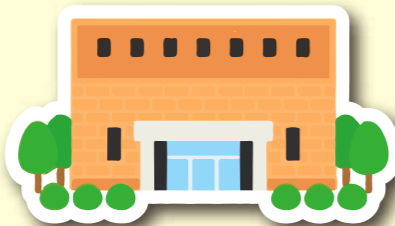
病院の中



電車の中



公共施設の中



ショッピングセンターの中



駐車場



などです。
他にもどんなところにあるか
探してみましょう。

「福祉の学習」
推進パンフレット
教職員の
皆さま

ふ だんの

く らしの

し あわせの
ために

みんなが
しあわせに
くらしていく
ための教育

ふくしに関わるマーク

～町で見かけるあのマークについて考えてみませんか～



平成30年10月発行

社会福祉法人北海道社会福祉協議会地域福祉部地域福祉課

北海道ボランティア・市民活動センター

TEL : 011-271-0683 FAX : 011-271-3956

本パンフレットは以下のURLからPDFでダウンロードすることができます。
北海道ボランティア・市民活動センターブログ <http://blog.canpan.info/d-vola/>



社会福祉法人北海道社会福祉協議会
北海道ボランティア・市民活動センター





ふくしに関わるマークは、誰もが施設や設備、物品などを使いやすいようにデザインされていることを示したり、誰もが安心して社会生活に参加できるようみなさんの配慮をお願いすることを示しているものです。これらは、国際的に定められたものや、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。聴覚に障がいがある方や身体の内部に障がいのある方、妊娠初期など 外見だけでは判断のつかない方もたくさんいます。

障がい者に関わるマーク

国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物や施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

なお、このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。(注1)

盲人のための国際シンボルマーク



視覚障がい者のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられています。(注2)

聴覚障害者マーク



聴覚障がいであることを理由に、免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークであり、この表示は義務化されています。(注3)

身体障害者マーク



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。この表示は努力義務となっています。(注4)

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体に障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。(注5)

補助犬同伴可マーク



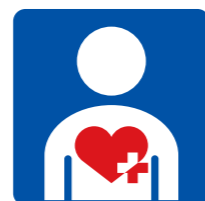
補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の施設への受け入れを示すマークです。(注6)

耳マーク



耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表す際に使用します。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば必要な援助を行うという意味表示を示す際に用います。(注7)

ハート・プラスマーク



「身体内部に障がいがある人」を表すマークです。このマークを表示することで、外見からはわかりにくい身体内部に障がいのある人に対して、周囲の理解が得られることを目的としています。(注8)

ヘルプマーク



義足や内部障がいのある方など、外見からは配慮が必要とわからない方が、周りに配慮を必要としていることを知らせるマークです。平成24年度に東京都が作成したものであり、北海道では、平成29年10月から導入されています。(注9)

高齢者に関わるマーク

高齢運転者マーク



自動車の運転免許を受けた人で、70歳以上の人が自動車に添付するように努めることになっています。(注10)

子どもやお母さんに関わるマーク

盲導犬マーク



このマークは、盲導犬をデザイン化したものです。目の不自由な子供たちも一緒に遊べるおもちゃのパッケージに付いています。(注11)

うさぎマーク



このマークは、うさぎをデザイン化したものです。耳の不自由な子供たちも一緒に遊べるおもちゃのパッケージに付いています。(注12)

マタニティマーク



このマークは、周囲の方に妊娠していることを示すマークです。妊娠している人に対するやさしい環境づくりを目指しています。(注13)

説明文章等出典 (以下より引用、一部加工)

(注1、2、4、5、8) 内閣府HP「障害者に関係するマークの一例」
(<http://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>)

(注3) 警察庁HP「聴覚障害者標識に関するポスター等の掲載について」
(<https://www.npa.go.jp/koutsuu/menkyo20/tyoukaku.htm>)

(注6) 認定NPO法人全国盲導犬施設連合会HP「ステッカー配布受付」
(<http://www.gd-rengokai.jp/project/sticker.php>)

(注7) 全難聴HP「耳マーク『耳マークの説明文 事例』」
(<https://www.zennancho.or.jp/mimimark/mimimark/>)

(注9) 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課「ヘルプマーク作成・活用ガイドライン」
(http://www.tokushihoken.metro.tokyo.jp/helpmarkforcompany/images/download/guideline5_Ver.5.pdf)

(注10) 警察庁HP「高齢運転者標識を活用しましょう!」
(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzaen/hyoshiki.html>)

(注11、12) 社団法人日本玩具協会HP「共遊玩具推進部会活動」
(http://www.toys.or.jp/jigyoku_kyoyuu_katsudo.html)

(注13) 厚生労働省HP「マタニティマークについて」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/maternity_mark.html)

※北海道では、法令や固有名称などを除き、人や人の状況を表す場合に用いられる単語や熟語は、「障害」のひらがな表記をしております。

